

勸告	説明図表番号
<p>(2) 高齢者の社会的孤立を防止する対策の概要</p> <p>ア 社会的孤立防止に関する国庫補助事業等</p> <p>高齢者に対する福祉・介護等のサービスについては、生活保護制度や介護保険制度によるもののほか、社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）に基づき、市区町村が主体となって実施する地域福祉活動がある。国は、各種の地域福祉活動を支援するため、特に、高齢者の社会的孤立の防止対策については、その普及・拡大を図ることなどを目的に、以下のような補助事業を実施している。</p> <p>(7) 国が行う事業</p> <p>a 安心生活創造事業</p> <p>介護保険サービスなどの既存の公的サービスの対象とならない状態の人であっても、一人暮らしなどで日常的な家族のサポートを得られない高齢者が地域で安心して暮らすことができるよう、地域から孤立する可能性があり、定期的な基盤支援（悲惨な孤立死などを予防するための見守り・買物支援）が必要な者を対象に、3原則（①基盤支援を必要とする人々とそのニーズを把握する、②基盤支援を必要とする人がもれなくカバーされる体制をつくる、③それを支える安定的な地域の自主財源確保に取り組む）に基づき実施する事業について、国（厚生労働省）がその費用の一部を補助するものである。</p> <p>当該事業は、平成 21 年度から 23 年度までの間に全国 58 の市区町村においてモデル事業として実施されており、その効果を検証し、全国へ先駆的取組として情報発信などを行うこととされている。</p> <p>このため、厚生労働省は、平成 24 年 8 月に「安心生活創造事業成果報告書」を発表し、当該報告書において、事業の成果及び今後の課題を挙げ、今後は、「総合相談」、「権利擁護」、「社会的居場所づくり」等によって、要援護者が「自己実現」できる地域社会づくりを目指して取り組むこととしており、平成 24 年度以降も引き続き、補助事業を実施することとしている。</p> <p>b 24 時間対応の定期巡回・随時対応サービス事業等</p> <p>高齢者が住み慣れた地域で安心して過ごせるよう、介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（平成 23 年法律第 72 号）において、定期巡回・随時対応型訪問介護看護の創設等が盛り込まれ、国は、医療・介護・予防・住まい・生活支援サービスを切れ目なく提供する「地域包括ケアシステム」の実現に向けた取組を進めることとされた。</p> <p>同法の施行日は、平成 24 年 4 月 1 日であり、厚生労働省は、これに先行する取組として、24 時間対応の定期巡回・随時対応サービス事業及び地域包括支援センター等機能強化事業を 22 年度から 23 年度にかけて実施している。</p> <p>(a) 24 時間対応の定期巡回・随時対応サービス事業</p> <p>重度者を始めとした要介護高齢者の在宅生活を支えるため、日中・夜間を</p>	<p>表 1 - (2) - ①</p> <p>表 1 - (2) - ②</p> <p>表 1 - (2) - ③</p> <p>表 1 - (2) - ④</p>

通じて、訪問介護と訪問看護を密接に連携させながら、定期巡回訪問と随時の対応サービスを適宜・適切に組み合わせて提供し、もって、効果的なサービス提供の在り方に関する検証を行う事業について、国（厚生労働省）がその費用の一部を補助するものである。

当該事業は、その実施主体が市町村及び特別区であり、平成 23 年度には、全国 52 の地方公共団体においてモデル事業として実施されているが、事業運営の一部は指定夜間対応型訪問介護事業所（注 1）又は指定訪問介護事業所（注 2）等に委託して実施されている。

なお、当該事業については、平成 24 年度から、介護保険制度に定期巡回、随時対応型訪問介護・看護が導入されたことから、終了している。

（注 1） 市町村長、特別区の長の指定を受けて夜間対応型訪問介護を行う事業所をいう。

（注 2） 都道府県知事の指定を受けて訪問介護を行う事業所をいう。

#### **(b) 地域包括支援センター等機能強化事業**

当該事業は、市区町村が実施主体となって行うモデル事業であり、地域包括支援センター（注 3）等のコーディネート機能の強化や、地域課題に対応した問題解決の仕組みづくりを行う事業について、国（厚生労働省）がその費用の一部を補助するものである。

なお、当該事業は 2 年限りのモデル事業であるが、厚生労働省は、平成 24 年度以降、生活困難な課題を抱える高齢者の個別のケア方針について検討する「地域ケア会議」を推進することにより、医療等の多職種連携やインフォーマルサービスを活用した見守り支援など、多様な機関による包括的支援を強化することとしている（注 4）。

（注 3） 地域包括支援センターは、地域住民の保険医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援する役割を担う機関として市区町村又は市区町村から委託を受けた法人（社会福祉法人、医療法人等）が設置する機関であり、保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員が配置されている。平成 23 年 4 月末現在、全国に 4,224 か所設置（直営 3 割、委託 7 割）されている。

（注 4） 厚生労働省では、平成 24 年度に、地域包括支援センター等が主催する「地域ケア会議」に対してアドバイス等を行う専門職（弁護士、理学療法士・作業療法士等）など、市町村単独では確保することが困難な人材を、都道府県及び指定都市が広域的に派遣すること等に対して国が補助を行う「地域ケア多職種協働推進等事業」として、地域包括支援センターの機能強化のための事業を実施している。

#### **c 日常生活自立支援事業**

社会福祉法第 81 条の規定に基づき、認知症高齢者等の判断能力が不十分な者に対し、利用者との契約に基づいて福祉サービスの利用のため援助等を行うことにより、地域において自立した生活を送れるよう支援する事業であり、国（厚生労働省）がその費用の一部を補助するものである。

当該事業は、都道府県社会福祉協議会又は指定都市社会福祉協議会が実施主体であり、全国 47 の都道府県社会福祉協議会及び 19 の指定都市社会福祉協議会が直接に、又は市区町村社会福祉協議会に委託して実施している。

認知症高齢者等に提供される援助の内容は、日常生活上の消費契約及び住民票の届出等の行政手続に関する援助等となっており、具体的には、預金の払戻

表 1 - (2) - ⑤

表 1 - (2) - ⑥

表 1 - (2) - ⑦

し、預金の解約、預金の預入等の日常的な金銭管理や生活変化の察知のための定期的な訪問を行うことなどとなっている。

また、当該事業を担当する専門員（人件費は公費で負担（注5））は、利用者との契約や生活支援員の手配・支援内容の指示等を実施している。厚生労働省は、専門員1人当たりの契約件数について、ケアマネジャー等他の制度を参考に、良質な支援を提供する観点から35件と設定しており（注6）、当該事業を実施する社会福祉協議会においては、専門員の配置に当たってこの基準を参考としている。

なお、厚生労働省は、平成23年3月の社会・援護局関係主管課長会議において、本事業の普及が不十分であれば、消費者被害や経済的虐待も増加し、サービスが利用できないことによる健康状態の悪化など、高齢者や障害者が地域で安心した生活を継続していく上での大きな壁になると同時に、権利擁護の観点からも大きな問題になるとして、都道府県・指定都市に対して、本事業の更なる充実を図るための財源措置などについて積極的な対応を求めている。

（注5）専門員の人件費について、都道府県が負担した額の1/2を国が補助することとなっている。

（注6）専門員1人当たりの契約件数の目安は、平成22年3月までは40件とされていたが、相談件数の増加等による専門員の業務負担の増大等現場の実態を踏まえ、22年4月より35件とされている。

#### d ICTふるさと元気事業

都道府県、特別区、市町村若しくはこれらを含む連携主体又は特定非営利活動法人（NPO法人）若しくは第3セクターが、医療、介護、福祉、防災、防犯など公共分野において、地域に密着したNPO法人等の人材をICT人材として育成・活用しながら、ICTを導入・利活用することにより、地域雇用の創出・拡大とともに、地域の公共サービスの充実を図る事業（人材育成・招へい、システム設計・構築、機器・設備整備）について、国（総務省）がその費用の一部を補助するものである。

当該事業において、高齢者の見守り（関係者間での高齢者情報の共有、高齢者の位置情報の常時把握）サービスを行うことが可能である。

#### e 地域商業活性化補助事業

流通機能や交通網の弱体化に伴う食料品等の日常の買物が困難な状況に置かれている高齢者等の増加等の問題を解決するためには、流通事業者や地方公共団体等の地域の主体が連携して事業を実施することが重要であるとの観点から、流通事業者や地方公共団体等の地域の多様な主体が連携して行う、買物弱者等の利便性を高めることを目的とした事業について、国（経済産業省）がその費用の一部を補助するものである。

なお、当該事業は、平成22年度補正予算で22年度から23年度にかけて、全国45で事業者が実施している。

表1-(2)-⑧

表1-(2)-⑨

表1-(2)-⑩

**f 「新たな公」(注7)によるコミュニティ創生支援モデル事業**

官民の多様な主体が協働して、高齢者福祉、防犯・防災対策、居住環境整備等の地域における広範な課題に対応した、地域住民の生活を支え、地域活力を維持する機能を果たしていく活動について、モデル的であり、かつ一過性でない活動に関する事業の提案を広く募集し、採択された事業に対して、国(国土交通省)がその費用の一部を補助するものである。

(注7)「新たな公」とは、民間主体が相互に、あるいは民間主体と行政とが有機的に連携して協働し、従来の「公」の領域に加え、公共的価値を含む「私」の領域や「公と私との中間的な領域」にその活動を広げ、地域住民の生活を支え地域活力を維持する機能を果たしていく主体とされている。

**(4) 国庫補助事業における事業実績や効果の検証**

これらの国庫補助事業では、各々の事業の実施要綱・実施要領等において、事業実績や効果の検証等を行うこととされている。

調査対象とした7国庫補助事業(前述(ア)の国庫補助事業をいう。以下「調査対象7補助事業」という。)のうち、日常生活自立支援事業を除く6事業については、各々の実施要綱・実施要領等において、事業実績や効果の検証、所管省庁等への検証結果の報告等を実施することとされている。

日常生活自立支援事業について、厚生労働省では、当該事業は利用者に対する支援内容が適切であることを目標としており、定量的な目標設定になじまないとして、実施要領において事業効果の検証等を求めてないが、実施主体において、事業の改善点等を把握し、より効率的かつ効果的な事業を推進するためには、事業目標の設定や、目標に対する実績を検証することが必要になるものである。

**(ウ) 市区町村等の対策**

高齢者の社会的孤立の防止に係る取組としては、前述した国の取組のほか、市区町村や自治会等により、独自の事業として行われているものがあり、その中には、国の取組と同種の事業内容となっているものがある。

表 1-(2)-⑪

表 1-(2)-⑫～  
⑬

勸告	説明図表番号
<p><b>イ 社会的に孤立している高齢者等の把握（情報の一元化）の状況等</b></p> <p>高齢者の社会的孤立は、孤立死の増加等の様々な問題を生み出すことから、高齢社会対策大綱において、いわゆる社会的に支援を必要とする人々に対し、社会とのつながりを失わせないような取組を推進していくこととされている。</p> <p>また、一人暮らしの高齢者等が社会から孤立することなく継続して安心した生活を営むことができるような体制整備を推進するため、各種施策を推進していくこととされている。</p> <p>このような各種施策を推進するためには、まずは、その行政客体となる「いわゆる社会的に支援を必要とする人々」が、どの程度存在しているのか、リスクの状態や必要な支援、行政に対してどのようなニーズを有しているのか、その動向や孤立に至る要因等はどのようになっているのかなど、その実態を的確に把握することが必要となる。</p> <p>厚生労働省は、社会的に孤立している高齢者等を把握するための取組として、以下のとおり、市区町村等の福祉担当部局において、生活困窮者に係る情報等を一元的に受け止める体制を構築し、収集した情報を突合して一元化するなど、市区町村の関係部局や他機関との連携の強化等を示している。</p> <p><b>(7) 市区町村における関係部局・他機関との連携</b></p> <p>厚生労働省は、「生活に困窮された方の把握のための関係部局・機関等との連絡・連携体制の強化の徹底について」（平成24年2月23日付け社援発0223第3号社会・援護局長通知）において、従来より、生活に困窮した者に関する情報が、地方公共団体の福祉担当部局の窓口に確実に伝わるよう、関係部局、他機関等との連絡・連携体制について強化を図り、生活に困窮した者の把握や必要な支援に努めるよう依頼してきたところであるが、生活困窮から料金等を滞納し水道・電気等のライフラインが止められ、死亡等に至るといった事件が発生していることや、一部の地方公共団体において、関係部局・他機関等との連絡・連携体制が十分に図られていない実態も見受けられるとして、改めて、地方公共団体の福祉担当部局にこうした情報を一元的に受け止める体制を構築するよう依頼している。</p> <p><b>(4) 市区町村から民生委員に対する高齢者の個人情報の提供</b></p> <p>厚生労働省は、地域で孤立するおそれのある高齢者の見守り活動において、日頃から高齢者等の家庭を訪問し、相談援助活動を行う民生委員（注8）の役割を重視しており、平成23年1月20日に開催された全国厚生労働関係部局長会議（厚生分科会）において、都道府県等に対し、市区町村が民生委員に高齢者の個人情報を提供するよう依頼している。</p> <p>（注8） 民生委員は、特別職の地方公務員とされており、要援助者の生活に関する相談、助言や福祉サービスの利用援助等を行う。また、無報酬であり、活動費が支給されている。平成24年3月31日現在、全国に約23万人配置されている。</p>	<p>表1-(2)-⑱</p> <p>表1-(2)-⑲</p>

**(ウ) 市区町村から地域包括支援センターに対する個人情報の提供**

厚生労働省は、市区町村が地域包括支援センター等を活用して推進している高齢者の見守り活動等の支援体制の構築等について、都道府県等に対し、「地域包括支援センター等において地域の見守り活動等を構築していく際の支援を必要とする者に対する個人情報の取扱いについて」（平成 22 年 9 月 3 日付け老健局振興課長事務連絡）を発出し、地域包括支援センターと市区町村が保有する情報の共有化等の推進を依頼している。

また、同事務連絡において、「要援護者に係る情報の把握・共有及び安否確認等の円滑な実施について」（平成 19 年 8 月 10 日付け雇児総発第 0810003 号・雇児育発第 0810001 号・社援総発第 0810001 号・社援地発第 0810001 号・障企発第 0810002 号・老総発第 0810001 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長等連名通知）を引用し、「本人からの同意がない場合でも、地方公共団体の個人情報保護条例で保有個人情報の目的外利用・第三者提供を可能とする規定を整備することにより、個人情報を他の機関と共有することができる」として、こうした規定の整備による他機関との情報の共有について、積極的に取り組むよう依頼している。

表 1 - (2) - ⑳

**(エ) 要保護高齢者の把握等のための福祉事務所と関係機関等の連携**

厚生労働省は、平成 22 年に生活困窮者が公共料金等を滞納し、電気・ガス等の供給が止められた中、記録的な猛暑により死亡した事例が発生したことから、都道府県等に対し、「要保護者の把握のための関係部局・機関等との連絡・連携体制の強化の徹底について」（平成 22 年 10 月 1 日付け社援保発 1001 第 1 号社会・援護局保護課長通知）を発出し、電気等の供給停止に際して、生活困窮者からの求めに応じ福祉事務所の連絡先を紹介する等の取組を事業者等と連携して実施するとともに、事業者等が生活困窮者と把握できた場合に供給停止に関し柔軟な対応がとれるよう、事業者等と認識を共有するなどの必要な措置を講ずるよう依頼している。

表 1 - (2) - ㉑

また、この翌年には、「要保護者の把握のための関係部局・機関との連絡・連携体制の強化の徹底について」（平成 23 年 7 月 8 日付け社援保発 0708 第 1 号社会・援護局保護課長通知）を発出し、前述の通知内容を実施するための必要な体制を整備することや、これら関係機関相互の連携を十分に図ること等を依頼している。

表 1 - (2) - ㉒

**(オ) 高齢者の孤立の防止などを踏まえた地域福祉計画等の策定**

社会福祉法第 107 条の規定により、市区町村は、地域福祉の推進に関する事項を定めた市町村地域福祉計画（以下「地域福祉計画」という。）を策定することとされている。また、同法第 108 条の規定により、都道府県は、地域福祉計画の達成に資するために、各市区町村を通ずる広域的な見地から、市区町村の地域福祉の支援に関する事項を定めた都道府県地域福祉支援計画（以下「地域福祉支援計画」という。）を策定することとされている。

表 1 - (2) - ㉓

<p>厚生労働省は、地域福祉計画及び地域福祉支援計画（以下「地域福祉計画等」という。）について、「市町村地域福祉計画及び都道府県地域福祉支援計画の策定及び見直し等について」（平成 22 年 8 月 13 日付け社援地発 0813 第 1 号社会・援護局地域福祉課長通知）により、これらの計画は、高齢者等の孤立にも対応可能な、地域住民が安心できる生活を継続するための地域づくりに資するものであるとして、都道府県に対し、地域福祉計画を策定していない市区町村に対する支援・働きかけの強化や地域福祉支援計画の策定等を適切に行うよう要請している。また、既にこれらの計画を策定している場合は、高齢者等の孤立の防止などを踏まえた対応に当たり、有効な内容となっているか等について点検し、必要に応じて見直しを行う等の対策を講ずるよう求めている。</p>	表 1 - (2) - ㉔
<p>また、地域福祉計画には、前述の通知「要援護者に係る情報の把握・共有及び安否確認等の円滑な実施について」により、地域における要援護者に係る情報の把握・共有方法を盛り込むこととされており、「市町村地域福祉計画の策定について」（平成 19 年 8 月 10 日付け社援発第 0810001 号社会・援護局長通知。以下「平成 19 年局長通知」という。）により、具体的に盛り込む事項が定められている。</p>	表 1 - (2) - ㉕
<p>このように、地域福祉計画においては、社会的に孤立している高齢者等を含む要援護者の把握方法、把握した情報を関係機関と共有する方法や情報の更新などについて、具体的に定めることとされていることから、地域福祉計画が未策定の場合やその内容が不十分な場合は、支援対象者の把握や関係機関間の連携等が十分に行われない可能性がある。</p>	表 1 - (2) - ㉖
<p>このため、国は、高齢社会対策大綱においても、要援護者に係る情報の把握・共有・安否確認等の方法を盛り込んだ地域福祉計画の策定を都道府県と連携しながらより一層促していくこととしている。</p>	表 1 - (2) - ㉗

表1-(2)-① 安心生活創造事業実施要領(平成17年3月31日付け社援発第0331021号「セーフティネット支援対策等事業の実施について」別添13)(抜粋)

1 (略)
2 目的 本事業は、一人暮らし世帯等への見守り及び買物支援(以下、「基盤支援」という。)を行うことにより、一人暮らし世帯等が、地域で安心して暮らせるための支援を行うことを目的とする。
3 (略)
4 事業内容 実施主体は、次に掲げる事業を行うものとする。 (1) 基本事業 ア 基盤支援を必要とする人々とそのニーズを把握するための事業 イ 基盤支援を必要とする人がもれなくカバーされる体制をつくるための事業 ウ 本事業を支える安定的な地域の自主財源確保に取り組むための事業

表1-(2)-② 安心生活創造事業成果報告書(平成24年8月厚生労働省)(抜粋)

1・2 (略)
3 安心生活創造事業を実施する中で見えてきたもの (1) 事業の成果 本事業では、ひとり暮らし世帯等へ見守り・買い物支援を行うことより、地域で安心した生活を送るための基盤支援に取り組んできた。3年間のモデル事業を実施する中で、次に掲げるような内容が生活して見えるようになってきた。①新たに顕在化した対象者、②もれない把握システム確立と個人情報の共有化、③新しい公共の観点による見守り協定や連携、④総合相談窓口開始自治体の増加、⑤地域の自主財源づくりに取り組む自治体の増加、⑥過疎・小規模高齢化地域での新たな取組み、⑦都市コミュニティ再生・集合住宅型地域の新たな取組み、⑧福祉以外の分野との連携、と整理できる。以下、これらの内容について述べていくこととしたい。(略)
(2) 課題 ① 新しい支援体制の構築・担い手の確保(コミュニティソーシャルワーカー(地域福祉コーディネーター)の活躍) ○ 総合相談、ワンストップサービスを実施するためには幅広い視点を持ち実行力のある人が必要である。 ○ 行政組織の人事異動により専門職が育ちにくい。 ○ 属人的な支援体制は、人事異動によってそのネットワークやノウハウが失われがち。そのため、組織的に機能するような支援体制の構築が求められる。



② 安定的な地域の自主財源の確保

- 次のような様々な取組が行われているが、十分な財源確保には至っていないのが実情。
  - ・ コミュニティビジネスや地域福祉応援グッズを開発し、その販売の利益の一部を財源とした例。
  - ・ 地域福祉基金の果実運用益を利用している例。
  - ・ 募金箱の設置や黄色いレシートを活用した例。
  - ・ ふるさと納税の一部を同事業に利用できるようにすることを目指している例。
  - ・ 遺贈を進めている例。
  - ・ サービスを受ける人から利用料を一部負担してもらう例。
- その対応策の一つとして、共同募金の「地域テーマ募金」「社会問題解決プロジェクト」等、住民に対する地域課題のアピールによる寄附文化の土壌作りが必要となる。

③ サービスの有償・無償、そしてその線引きの問題

- 財源確保の一貫として、サービスを受ける人が一定額負担するという概念も必要なのではないか。
- 有償サービスにすることでのメリット、デメリットもあるので注意が必要である。

④ 基盤支援、見守り、買い物支援等

- 見守りの方法、姿勢によって、利用者の受けとめ方も異なる。
- 支援する側やされる側双方の自覚も必要になる。
- 住み慣れた場所で生活し続けるため、買い物支援等の日常的な支援が必要になる。

⑤ 個人情報の共有の問題

- 個人情報に対する過剰な保護意識による困難さが存在する。
- 守秘義務を持つ人と持たない人との連携をどうするかが重要になる。

⑥ 地域福祉計画の策定

- 地域福祉計画未策定自治体に対して、この事業の成果を活用したアプローチが重要となる。
- 定期的な評価と改定の必要性の確認が重要である。

(注) 1 下線は当省が付した。

2 新しい公共の観点とは、行政だけのアプローチではなく、社会福祉協議会を始め住民・企業等も含めた見守り協定や連携のことをいう。

表 1-(2)-③ 介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）（抜粋）

（国及び地方公共団体の責務）

第 5 条（略）

2（略）

3 国及び地方公共団体は、被保険者が、可能な限り、住み慣れた地域でその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、保険給付に係る保健医療サービス及び福祉サービスに関する施策、要介護状態等となることの予防又は要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止のための施策並びに地域における自立した日常生活の支援のための施策を、医療及び居住に関する施策との有機的な連携を図りつつ包括的に推進するよう努めなければならない。

第 8 条（略）

2～14（略）

15 この法律において「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」とは、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

一 居宅要介護者について、定期的な巡回訪問により、又は随時通報を受け、その者の居宅において、介護福祉士その他第二項の政令で定める者により行われる入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話であって、厚生労働省令で定めるものを行うとともに、看護師その他厚生労働省令で定める者により行われる療養上の世話又は必要な診療の補助を行うこと。ただし、療養上の世話又は必要な診療の補助にあつては、主治の医師がその治療の必要の程度につき厚生労働省令で定める基準に適合していると認めた居宅要介護者についてのものに限る。

二 居宅要介護者について、定期的な巡回訪問により、又は随時通報を受け、訪問看護を行う事業所と連携しつつ、その者の居宅において介護福祉士その他第二項の政令で定める者により行われる入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話であって、厚生労働省令で定めるものを行うこと。

（地域包括支援センター）

第 115 条の 46（略）

2～4（略）

5 地域包括支援センターの設置者は、包括的支援事業の効果的な実施のために、介護サービス事業者、医療機関、民生委員法（昭和二十三年法律第百九十八号）に定める民生委員、高齢者の日常生活の支援に関する活動に携わるボランティアその他の関係者との連携に努めなければならない。

表 1-(2)-④ 24 時間対応の定期巡回・随時対応サービス事業実施要綱（平成 23 年 3 月 30 日付け老発 0330 第 3 号「24 時間対応の定期巡回・随時対応サービス等推進事業の実施について」）（抜粋）

## 1 目的

居宅要介護者（介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 8 条第 2 項に規定する居宅要介護者をいう。以下同じ。）に対し、介護と看護の連携の下で、24 時間対応で短時間の定期巡回訪問サービスと通報システムによる随時の対応サービスを適宜・適切に組み合わせて提供し、高齢者が住み慣れた地域の住宅で安心して生活を継続するための効果的なサービス提供のあり方について検証を行うことを目的とする。

## 2・3（略）

4 事業の内容本事業は市町村が行う次の事業とする。なお、事業の周知、広報、運営及び管理を含むものとする。

### （1）定期巡回訪問サービス事業

利用者に対し、予め作成された計画に基づき、日常生活上の世話を必要に応じて 1 日数回程度提供する事業。原則として、そのサービス内容を行うのに要する標準的な時間が 1 回当たり概ね 20 分未満のものとする。

### （2）随時の対応サービス事業

利用者に対し、24 時間 365 日対応可能な窓口を設置し、当該窓口利用者からの電話回線その他の通信装置等による連絡又は通報等に対応する職員（以下「オペレーター」という。）を配置し、利用者からの通報内容に応じて随時の対応（通話による相談援助、転倒時等における定期巡回訪問サービス事業以外の訪問サービスの提供、医療機関等への通報等）を行う事業

### （3）事業内容の検証等に関する事業

市町村の職員、地域住民の代表者、地域包括支援センターの職員又は有識者等による検討委員会を設置し、事業の企画並びに利用者の要介護度等及び介護保険サービスに関するニーズの変化並びに本事業に要した経費及び人員体制等について検証を行う事業

表1-(2)-⑤ 地域包括支援センター等機能強化事業実施要綱（平成23年3月30日付け  
老発0330第3号「24時間対応の定期巡回・随時対応サービス等推進事業の実  
施について」）（抜粋）

## 1 目的

地域包括ケア(注)を推進するため、地域包括支援センター等（以下「センター等」という。）のコーディネート機能の強化や地域課題に対応した課題解決の仕組み作りを行う。

## 2 (略)

## 3 事業内容

事業の内容は下記に掲げる各事業とするが、このうち「基本事業」についてはすべての市区町村で実施する事業であり、「選択事業」は基本事業を実施することを前提に実施する事業とする。

### (1) 地域包括支援センター等機能強化事業

#### a 基本事業

#### (a) 地域包括支援ネットワーク強化推進事業

##### ① 地域コーディネート推進事業

センター等において、介護保険サービスに関する情報はもとより、配食サービスや見守り活動などの介護保険外サービスや暮らしの基礎となる有料老人ホームや高齢者専用賃貸住宅等の住宅に関する情報など、地域包括ケアに必要なサービス情報を収集し、センター内や市区町村、地域のケアマネジャー、さらには地域住民へ情報を発信していく担当者（以下「地域コーディネーター」という。）を配置することにより、

(i) 情報の収集・発信活動を通じてサービス事業所等との関係を構築（地域包括支援ネットワーク構築のきっかけ作り）あるいは地域におけるセンター等の認知度向上

(ii) 総合相談支援やケアマネジメントにおける介護保険外サービス等の活用を促進

等を図る。

##### ② 地域活動ネットワーク構築事業

NPO等の地域活動の主体等が参加するネットワークづくりのための会議を開催すること等により、NPO等の活動内容、抱える課題の共有あるいは今後の地域活動の方向性を検討していくことで、既存の活動主体の側面的な支援や新たな介護保険外サービスとの連携を図る。

##### ③ 地域力向上事業

地域コーディネーターが各種専門職と連携した上で、地域包括ケアに関する勉強会や各種講座等を地域で開催することにより、地域住民等への地域活動への働きかけを行い、地域包括ケアの理解を進める。

(b) 地域包括支援センター等広域連携事業

本事業を実施している市区町村及び当該市区町村内のセンター等、及び近隣の市区町村及び当該市区町村内のセンター等により構成されるセンター連絡会議を設置し、事業の実施状況の他、専門職の業務実態や市町村による支援の状況といった各センター等の運営に関する情報交換、地域包括ケアの実現を目指した先進的な取組を行っているセンター等に関する情報共有等を行うことにより、センター等の現状を把握し、課題を認識した上で、今後のセンター等の方向性を検討する。なお、実施主体の市区町村が近隣の市区町村（例えば、各都道府県が策定している介護保険支援計画において設定している圏域を構成する市区町村など）を纏める形で実施する。

(c) 地域の実情に応じた事業

センター等のコーディネートにより、NPO等の地域の様々な社会資源を活用しながら、連携を強化し、個々の地域の課題に応じた事業を実施する。

b 選択事業

・ IT化推進事業

利用者に関する情報を一元化し、市区町村とセンター等の間をオンラインで結ぶ情報ネットワークの構築や情報マップ作成ソフトによる支援機関を掲載したマップの作成等、相談支援の場面におけるタイムリーな対応やセンター等の職員の情報収集に係る手間を軽減するための、センター等のIT化を推進する事業を実施する。

(注) 地域包括ケアとは、保健、医療、介護、福祉、住まい及び地域生活支援サービス等を包括的に提供して高齢者等を支援するもの。

表 1-(2)-⑥ 社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）（抜粋）

（都道府県社会福祉協議会の行う福祉サービス利用援助事業等）

第 81 条 都道府県社会福祉協議会は、第 110 条第 1 項各号に掲げる事業を行うほか、福祉サービス利用援助事業を行う市町村社会福祉協議会その他の者と協力して都道府県の区域内においてあまねく福祉サービス利用援助事業が実施されるために必要な事業を行うとともに、これと併せて、当該事業に従事する者の資質の向上のための事業並びに福祉サービス利用援助事業に関する普及及び啓発を行うものとする。

（参考）

（市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会）

第 109 条 市町村社会福祉協議会は、一又は同一都道府県内の二以上の市町村の区域内において次に掲げる事業を行うことにより地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であって、その区域内における社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者が参加し、かつ、指定都市にあつてはその区域内における地区社会福祉協議会の過半数及び社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が、指定都市以外の市及び町村にあつてはその区域内における社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が参加するものとする。

- 一 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
- 二 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
- 三 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
- 四 前三号に掲げる事業のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業

2～6（略）

（都道府県社会福祉協議会）

第 110 条 都道府県社会福祉協議会は、都道府県の区域内において次に掲げる事業を行うことにより地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であって、その区域内における市町村社会福祉協議会の過半数及び社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が参加するものとする。

- 一 前条第 1 項各号に掲げる事業であつて各市町村を通ずる広域的な見地から行うことが適切なもの
- 二 社会福祉を目的とする事業に従事する者の養成及び研修
- 三 社会福祉を目的とする事業の経営に関する指導及び助言
- 四 市町村社会福祉協議会の相互の連絡及び事業の調整

表 1-(2)-⑦ 日常生活自立支援事業実施要領(平成 17 年 3 月 31 日付け社援発第 0331021 号「セーフティネット支援対策等事業の実施について」別添 10)(抜粋)

1～3 (略)

#### 4 事業の実施内容

##### (1) 福祉サービス利用援助事業

本事業は、利用者との契約に基づき、認知症や精神障害等により日常生活を営むのに支障がある者に対し、福祉サービスの利用に関する相談に応じ、及び助言を行い、並びに福祉サービスの提供を受けるために必要な手続又は福祉サービスの利用に要する費用の支払いに関する便宜を供与することその他の福祉サービスの適切な利用のための一連の援助を一体的に行うものである。

ア (略)

##### イ 援助の内容

(ア) 本事業に基づく援助の内容は、次に掲げるものを基準とすること。

- a 福祉サービスの利用に関する援助
- b 福祉サービスの利用に関する苦情解決制度の利用援助
- c 住宅改造、居住家屋の賃借、日常生活上の消費契約及び住民票の届出等の行政手続に関する援助その他福祉サービスの適切な利用のために必要な一連の援助
- d a、b 又は c に伴う預金の払い戻し、預金の解約、預金の預け入れの手続等利用者の日常生活費の管理(日常的金銭管理)

(略)

#### 5 事業の実施体制

##### (1) 職員

ア・イ (略)

ウ 専門員は、次の業務を行う。

- (ア) 申請者の実態把握及び本事業の対象者であることの確認業務
- (イ) 支援計画の作成及び契約の締結に関する業務
- (ウ) 生活支援員の指導及び監督の業務

エ 生活支援員は、次の業務を行う。

- (ア) 専門員の指示を受けて、具体的援助を提供する業務
- (イ) 専門員が行う実態把握等についての補助的業務

表1-(2)-⑧ 社会・援護局関係主管課長会議資料（平成23年3月）（抜粋）

本事業の実施状況をみると、各自治体において大きく差が生じているが、本事業の普及が不十分であれば、消費者被害や経済的虐待も増加し、サービスが利用できないことによる健康状態の悪化など、高齢者や障害者が地域で安心した生活を継続していく上で大きな壁になると同時に、権利擁護の観点からも大きな問題になると考えている。

都道府県・指定都市におかれては、このような本事業の重要性を考慮いただき、基幹的福祉協議会の増設や従事者の確保を進めるなど、本事業の更なる充実を図るための財源措置などについて積極的に対応願いたい。

（注） 下線は当省が付した。

表1-(2)-⑨ 平成21年度2次補正予算「ICTふるさと元気事業」（情報通信技術地域人材育成・活用事業交付金）実施要領（平成21年6月29日付け総情地第80号「地域情報通信技術利活用推進交付金交付要綱」）（抜粋）

1 （略）

2. ICT人材育成・活用事業の概要

（1）交付先

都道府県、特別区、市町村（広域連合、一部事務組合を含む。）及びこれらを含む連携主体並びに特定非営利活動法人（NPO法人）及び第三セクター（以下「民間団体等」という。）。ただし、NPO法人においては、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条に基づく認証を受け、かつ、地方公共団体から本事業実施の推薦を受けることを要件とする。また、連携主体においては、地方公共団体が連携主体となっていることを要件とする。

（2）事業内容

「ICTふるさと元気事業」（映像活用型公共サービス事業を除く）（以下「本事業」という。）は、民間団体等が、医療、介護、福祉、防災、防犯など公共分野において、地域に密着したNPO等をICT人材として育成・活用しながら、ICTを導入・利活用することにより、地域雇用の創出・拡大とともに、地域の公共サービスの充実を図る取り組み（人材育成・招へい、システム設計・構築、機器・設備整備）を総合的に支援するものである。



表1-(2)-⑩ 平成22年度地域商業活性化事業費補助金（買物弱者対策支援事業）（平成22年度補正予算事業）募集要領（平成22年11月22日（平成22年12月1日更新）経済産業省商務情報政策局商務流通グループ等）（抜粋）

1. 事業目的

高齢化や人口の減少が進展するなかで地域経済は衰退しており、小売店の閉店が目立ってきています。このため、日常生活において身近な買物に不便を感じている高齢者等が増加してきています。

本制度は、こうした買物に困る高齢者等の購買意欲を高め、消費を誘引するために取り込まれる新たな買物機能を提供する事業に対してその費用の一部を支援することにより、地域商業の活性化を図ることを目的としております。

2 (略)

3. 補助対象事業

今回の事業では、買物弱者の生活利便性を向上させる事業を幅広く事業対象として募集いたします。一例といたしましては、以下のようなものを想定しています（以下の事業に補助対象を限定するものではありません）。

事業例1：商店の無くなった周辺集落で行うミニスーパー事業

事業例2：スーパーと商店街が共同で取り組む共同宅配事業

事業例3：NPO等が御用聞きを行い、スーパーの商品を配達する事業

事業例4：農業者等が小売事業者と協力して取り組む移動販売車事業

事業例5：スーパーが自治体と協力して運行する買い物支援バス事業

※ 本事業においては、基本的に高齢者等が徒歩で外出し、買物行為を行うことに困難を感じる人が多い地域（以下、「買物困難地域」という。）で主に行われる事業を想定しています。

表 1-(2)-⑪ 平成21年度『新たな公』によるコミュニティ創生支援モデル事業募集要領  
(平成21年3月27日国土交通省国土計画局) (抜粋)

## 1. 趣旨

人口減少、高齢化といった社会情勢の変化が進展し、公共交通や福祉などの社会サービスの継続が困難となり、あるいは従来以上にきめ細かな対応が必要となるなど、地域づくりを進める上で様々な問題が生じています。一方で、個人、NPO、企業等の多様な民間主体の活動が多様化・高度化し、私的な利益にとどまらない公共的価値を創出するような状況が生まれています。そこでこのような民間主体が相互に、あるいは民間主体と行政とが有機的に連携して協働し、従来の「公」の領域に加え、公共的価値を含む「私」の領域や「公と私との中間的な領域」にその活動を広げ、地域住民の生活を支え地域活力を維持する機能を果たしていくとき、これらの主体を「新たな公」と位置づけます。「『新たな公』による地域（コミュニティ）づくり」とは、「新たな公」が地域住民の生活を支え地域活力を維持する機能を果たしていくもので、例えば、居住環境整備、環境保全、国土基盤のマネジメント、防犯・防災対策、子育て支援、高齢者福祉、地域交通の確保など地域における広汎な課題に適しています。

本モデル事業では、こういった「新たな公」による地域（コミュニティ）づくりの活動をモデル的に実施するため、「新たな公」の担い手となる団体から地域づくりの具体的な活動についての先進的、モデル的でありかつ一過性でない活動に関する提案を広く募集し、応募された提案の中から相当数を選定して、調査費（国費）を活用して活動を展開していただきます。これらの活動を通して「新たな公」による地域づくりの新しい道筋をつけるとともに、その成果をとりまとめ広く公表することにより、そうした取組を全国に広め展開していくことを目的とします。

## 2. 募集提案に関する方針

### (1) (略)

### (2) 21年度重点事項

過疎集落等においてますます深刻化している人口減少や高齢化等の厳しい状況を踏まえ、21年度は、基礎的条件の厳しい過疎集落等において、住民がその地域に住み続けるために不可欠なコミュニティの維持・創生に関する活動について特に重点的に支援します。

そのため、21年度に重点的に募集する案件は、次に掲げる「重点分野」1, 2, 3に該当する活動に関する提案であることとします。過疎集落等においては地域づくり活動やそのコーディネートを担う人材が不足している実態を踏まえ、重点分野に該当する活動を行う人材の育成、マッチング、専門知識によるアドバイス等により地域づくり活動を中間的に支援する活動についても重点的に募集します。

<重点分野>

1. 過疎集落等における社会サービスの維持・強化に関する活動（高齢者見守り、雪かき、共有物の管理、移動サービス、生活必需品の販売）。または、集落の統合等のための活動（集落の文化・記憶等の伝承、構成員の合意形成）。
2. 集落外部との連携等の工夫による水源地、森林等の適切な管理に関する活動。
3. 地域の自然・伝統文化資源を活用し、過疎集落等における活動（観光的な活動を除く）に重点をおいた、リピーター型の地域間交流や二地域居住等を行う活動。

表1-(2)-⑫ 安心生活創造事業実施要領(平成17年3月31日付け社援発第0331021号「セーフティネット支援対策等事業の実施について」別添13)(抜粋)

1 趣旨

本事業は、我が国の地域福祉を推進するため、地域バランスや地域の特性を考慮し選定された市区町村（地域福祉推進市町村）と国との共同により、地域福祉推進プログラムを実施し、地域福祉推進ネットワークの形成及び支援を行い、その効果の検証や、国及び市区町村間での意見交換、全国への先駆的取組の情報発信を行うものである。

(注) 下線は当省が付した。

表 1-(2)-㊸ 24 時間対応の定期巡回・随時対応サービス事業実施要綱（平成 23 年 3 月 30 日付け老発 0330 第 3 号「24 時間対応の定期巡回・随時対応サービス等推進事業の実施について」）（抜粋）（再掲）

1～3 （略）

#### 4 事業の内容

本事業は市町村が行う次の事業とする。なお、事業の周知、広報、運営及び管理を含むものとする。

##### (1) 定期巡回訪問サービス事業

利用者に対し、予め作成された計画に基づき、日常生活上の世話を必要に応じて 1 日数回程度提供する事業。原則として、そのサービス内容を行うのに要する標準的な時間が 1 回当たり概ね 20 分未満のものとする。

##### (2) 随時の対応サービス事業

利用者に対し、24 時間 365 日対応可能な窓口を設置し、当該窓口利用者からの電話回線その他の通信装置等による連絡又は通報等に対応する職員（以下「オペレーター」という。）を配置し、利用者からの通報内容に応じて随時の対応（通話による相談援助、転倒時等における定期巡回訪問サービス事業以外の訪問サービスの提供、医療機関等への通報等）を行う事業

##### (3) 事業内容の検証等に関する事業

市町村の職員、地域住民の代表者、地域包括支援センターの職員又は有識者等による検討委員会を設置し、事業の企画並びに利用者の要介護度等及び介護保険サービスに関するニーズの変化並びに本事業に要した経費及び人員体制等について検証を行う事業

(注) 1 下線は当省が付した。

2 本実施要綱は「24 時間対応の定期巡回・随時対応サービス等推進事業の実施について」（平成 23 年 3 月 30 日付け老発 0330 第 3 号各都道府県知事、指定都市市長及び中核市市長宛て厚生労働省老健局長通知）により発出されたものであるが、厚生労働省では、その後、「24 時間対応の定期巡回・随時対応サービス等推進事業の追加協議について」（平成 23 年 6 月 16 日付け老振発 0616 第 1 号各都道府県、指定都市及び中核市介護保険・高齢者保健福祉主管部（局）長宛て厚生労働省老健局振興課長通知）により、本事業の追加協議を実施しており、その際、当該事業を東日本大震災の被災市町村で実施する場合や地域の基盤づくりのために行う場合の特例を設け、追加協議によって本事業を実施する場合、上記実施要綱の「(3) 事業内容の検証等に関する事業」については適用しないことができるとされている。

表1-(2)-⑭ 地域包括支援センター等機能強化事業実施要綱（平成23年3月30日付け  
老発0330第3号「24時間対応の定期巡回・随時対応サービス等推進事業の実  
施について」）（抜粋）

1～3 （略）

4 事業実施上の留意点

本事業は、実施主体である市区町村が、地域の実情に応じて事業を実施するものであることから、「3 事業内容」に掲げる各事業について、各実施主体の創意工夫により効果的・効率的に実施していくものとする。

なお、今後の全国的な地域包括ケア推進の検討に資するため、事業の実施主体である市区町村が責任をもって事業の効果等の検証を行い、3（1）bにより実施するセンター連絡会議や、国において実施する会議等で報告を行うこととする。

（注） 下線は当省が付した。

表1-(2)-⑮ 平成21年度2次補正予算「ICTふるさと元気事業」（情報通信技術地域  
人材育成・活用事業交付金）実施要領（地域情報通信技術利活用推進交付金  
交付要綱（平成21年6月29日付け総情地第80号））（抜粋）

1～6 （略）

7. 報告

（1）実績報告

交付先は、交付金事業が完了したときは、すみやかに別に定める様式に基づき、実績報告書を総務省に提出しなければならない。

なお、交付金の交付後、実績報告に先立ち、事業の進捗状況等の確認を行うことがある。

（2）事後報告

交付先においては、本事業の目的を達成するため、実績報告を行った後も、事業の継続的な運営に取り組み、適宜、総務省の求めに応じて、本事業に関する定量的効果データや課題等について、別途定める様式により総務省に報告を行うものとする。

（注） 下線は当省が付した。

表1-(2)-⑯ 地域商業活性化補助事業実施要領(平成22年11月22日(平成22年12月1日更新) 経済産業省商務情報政策局商務流通グループ等) (抜粋)

1～8 (略)

9. 補助事業者の義務

本補助金を受け事業を実施するに当たっては、以下に記載した事項のほか、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律及び補助金交付要綱の規定を遵守していただくこととなりますのでご注意ください。

- (1) 補助事業者は、交付決定を受けた後、補助事業の経費の配分又は内容を変更しようとする場合、若しくは補助事業を中止又は廃止しようとする場合は、事前に承認を受けなければなりません。
- (2) 補助事業者は、経済産業局長の求めがあった場合には、補助事業の遂行及び収支状況について報告しなければなりません。
- (3) 補助事業者は、補助事業を完了した場合又は会計年度終了後、実績報告書を提出しなければなりません。
- (4) 補助事業者は、交付年度終了後の5年間、各年度における補助事業成果の状況を報告しなければなりません。
- (5) 補助事業者は、補助事業により取得した財産又は効用の増加した財産については、補助事業の終了後も善良なる管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従って効果的運用を図らなければなりません。なお、補助事業により取得した財産又は効用の増加した財産については、目的外使用は原則として認められません。
- (6) 補助事業者は、経済産業大臣が別に定める期間内に当該財産を処分する必要があるときは、事前にその承認を受けなければなりません。(補助対象物件を販売又は処分若しくは目的外使用する場合は、財産処分の承認を要します。)   
また、当該財産を処分したことによって得た収入の一部は国に納付しなければなりません。
- (7) 補助事業者は、補助事業に係る経理について、その収支の事実を明確にした証拠書類を整理し、交付年度終了後5年間保存しなければなりません。
- (8) 補助事業の実施又は取得財産の運営、貸与により相当の収益が生じたときは交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を国に納付していただかなければならないことがあります。

表1-(2)-⑰ 平成21年度『新たな公』によるコミュニティ創生支援モデル事業 募集要領（平成21年3月27日国土交通省国土計画局）（抜粋）

1・2（略）

3 選定に関する方針

本事業に応募された提案の選定にあたっては、以下の方針に従い行うものとします。

(1)（略）

(2) 選定プロセス

応募から提案の採択、事業の実施までのプロセスは以下の通りです。

①～④（略）

⑤評価

本モデル事業では、選定された取組の成果を把握するため、審査委員会委員または国土交通省職員が活動に参加する等により活動の状況を確認させて頂くとともに取組の評価を実施します。評価には当初計画に対する達成度、課題の克服状況等の結果・効果などを含みます。（平成21年度内）

（注）下線は当省が付した。

表 1-(2)-⑱ 生活に困窮された方の把握のための関係部局・機関等との連絡・連携体制の強化の徹底について（平成 24 年 2 月 23 日付け社援発 0223 第 3 号厚生労働省社会・援護局長通知）（抜粋）

従来より、「要保護者の把握のための関係部局・機関等との連絡・連携体制の強化について」（平成 13 年 3 月 30 日社援保発第 27 号厚生労働省社会・援護局保護課長通知）にて通知しているとおり、生活に困窮された方に関する情報が、地方自治体の福祉担当部局の窓口につながるよう、関係部局、機関等との連絡・連携体制について強化を図り、生活に困窮された方の把握や必要な支援に努めるようお願いしてきたところである。

今般、生活に困窮された方が公共料金等を滞納し電気・ガス等の供給が止められた状態で発見されるという大変痛ましい事案が発している。また、一部の地方自治体においては、関係部局・機関（民生委員を含む）等との連絡・連携体制が十分に図られていない実態も見受けられる。

このような実態を踏まえ、生活に困窮された方に関する情報を地方自治体の福祉担当部局が適切に収集する観点から、改めて管内における電気・ガス等の事業者等との連絡・連携体制の実態を把握した上で、「福祉部局との連携等に係る協力について」（平成 14 年 4 月 23 日資源エネルギー庁関係課長通知）に留意し事業者等と連携を強化されたい。

なお、その際は事業者や民生委員等から得られる生活に困窮された方の情報が着実に必要な支援につながるよう、地方自治体の福祉担当部局にこうした情報を一元的に受け止める体制を構築されたい。

（注） 下線は当省が付した。

表 1-(2)-⑲ 全国厚生労働関係部局長会議（厚生分科会）資料（平成 23 年 1 月 20 日厚生労働省社会・援護局）（抜粋）

### 第 3 地域福祉の推進等について

（地域福祉課、総務課、災害救助・救援対策室）

#### 1 地域福祉の推進について（地域福祉課）

（1）～（3）（略）

（4）民生委員について

ア （略）

イ 民生委員に対する個人情報の提供について

少子高齢化の進展や家族機能の変化等の影響もあり、高齢者などへの虐待や孤立死の問題等、地域においては、多様な生活課題が顕在化し、地域において住民の立場に立って相談援助活動を行う民生委員に期待される役割は、ますます大きくなっているところである。

しかしながら、市区町村においては、個人情報保護に過度に敏感な考え方などにより、要援護者の情報が民生委員に適切に提供されていないとの声がある。

厚生労働省では、昨年 9 月に市区町村の個人情報の提供状況に関する抽出調査



を実施したところであるが、調査対象市区町村の約半数が「高齢者（65歳以上）単身世帯」であるとの情報を提供してないことが明らかになった。

もとより、民生委員の立場は、地方公務員法第3条3項に基づく特別職の地方公務員であり、民生委員法第15条において守秘義務が規定されており、また、民生委員に対する個人情報の取り扱いについては、平成19年8月10日付厚生労働省関係課長連名通知「要援護者に係る情報の把握・共有及び安否確認等の円滑な実施について」において、日頃から民生委員児童委員などの関係機関との間で必要な情報の共有を図り、また、日頃から積極的な安否確認や相談、支援を行っていくことが必要である旨の通知がされているところである。

今後、厚生労働省では、個人情報の提供に慎重な自治体の問題意識を受けて、積極的に個人情報を提供している市区町村の好事例を収集し、提供する予定である。各都道府県におかれては、管内市区町村に対し、民生委員活動に必要な個人情報の提供を行うよう助言を行っていただくとともに、民生委員の保有する個人情報が第三者に漏えいすることがないように、個人情報の適切な管理方法などに関して研修を強化するなど、ご協力をお願いしたい。

(注) 下線は当省が付した。

表1-(2)-⑳ 地域包括支援センター等において地域の見守り活動等を構築していく際の支援を必要とする者に対する個人情報の取扱いについて（平成22年9月3日付け厚生労働省老健局振興課長事務連絡）（抜粋）

今後ますます進展する高齢社会において、一人暮らしあるいは高齢夫婦のみの世帯、または認知症の増加が見込まれる中で、これらの方々の地域生活を支援していくためには、介護保険サービスのみならず、地域住民による見守り等の様々な生活支援サービスが提供される体制を身近な地域で構築していく必要があります。

これまで各市町村において、地域包括支援センター等を活用して、地域住民による見守り活動等の支援ネットワークの構築等を推進しているところですが、支援を要する方に関する個人情報について、関係者間で情報共有することが困難であり、事業の推進に支障があるという指摘があります。

個人情報の取扱いについては、「要援護者に係る情報の把握・共有及び安否確認等の円滑な実施について（平成19年8月10日、別紙参照）において、災害時等の要援護者情報の収集・共有方式について、

- ①自ら希望した者について情報を収集する「手上げ方式」
- ②要援護者への働きかけにより情報を収集する「同意方式」
- ③市町村が、個人情報保護条例中の個人情報の目的外利用・提供に関する規定に基づいて関係機関で情報共有する「関係機関共有方式」を例示しているところです。

また、「災害時要援護者の避難支援に関する調査結果報告書」（平成21年3月、内閣府（防災担当））においては、個人情報の活用に関する具体的な市町村の取り組み事例も紹介されています。（参考：内閣府ホームページ（災害時要援護者対策）

<http://www.bousai.go.jp/3oukyutaisaku/youengosya/index.html>

つきましては、こうした要援護者の情報の収集・共有方式も参考にしつつ、市町村の実情に合わせ、適切な個人情報保護策を講じた上で、地域包括支援センター等の関係者において市町村が保有する情報を共有できるようにお願いするとともに、地域の見守り活動を推進して頂きますようご協力願います。

併せて、各都道府県におかれては管内市町村へ遺漏無きよう周知願います。

（別紙）

#### ○要援護者に係る情報の把握・共有及び安否確認等の円滑な実施について（抄）

（平成19年8月10日、厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長、厚生労働省雇用均等・児童家庭局育成環境課長、厚生労働省社会・援護局総務課長、厚生労働省社会・援護局地域福祉課長、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課長、厚生労働省老健局総務課長通知）

1 （略）

2 要援護者情報の共有について

災害時に要援護者の避難支援等を行うためには、日頃から、防災関係部局と連携して、要援護者情報を自主防災組織や民生委員児童委員等の関係機関と共有しておくことが重要であるが、その際、個人情報保護への配慮から以下の点に留意しつつ、関係機関との要援護者情報の共有を図られたい。（中略）

(1) 要援護者情報の共有方式について

① 手上げ方式及び同意方式について

要援護者本人の同意を得た上で、個人情報<sup>1</sup>を他の関係機関と共有することは、個人情報保護法制上の問題は生じないことから、以下の方法により、要援護者に係る情報を収集し、関係機関との共有化を図ることが考えられる。

- ・要援護者登録制度の創設について広報・周知した後、自ら要援護者名簿等への登録を希望した者の情報を収集する方式(手上げ方式)
- ・防災関係部局、福祉関係部局等が、要援護者に直接働きかけ、必要な情報を収集する方式(同意方式)

なお、手上げ方式については、要援護者本人の自発的な意志にゆだねているため、十分に情報収集できないとの指摘があり、また、同意方式についても、対象者が多いため、効率的かつ迅速な情報収集が困難であるとの指摘がなされていることに留意が必要である。

② 関係機関共有方式

一方、要援護者 本人から同意を得ない場合であっても、地方公共団体の個人情報保護条例において、保有個人情報の目的外利用・第三者提供を可能とする規定を整備することにより、個人情報を他の関係機関との間で共有することが考えられる(関係機関共有方式)。

個人情報保護条例における目的外利用・第三者提供が可能とされる規定例として、以下の例があげられるが、これらの規定に基づく要援護者の情報の共有は可能とされており、こうした規定に基づく関係機関との要援護者の情報の共有について、積極的な取組みを行うこと。

- ・「本人以外の者に保有個人情報を提供することが明らかに本人の利益になると認められるとき」
- ・「保有個人情報を提供することについて個人情報保護審議会の意見を聴いて特別の理由があると認められるとき」

(注) 下線は当省が付した。

表1-(2)-㉑ 要保護者の把握のための関係部局・機関等との連絡・連携体制の強化の徹底について(平成22年10月1日付け社援保発1001第1号厚生労働省社会・援護局保護課長名通知)(抜粋)

従来より、「要保護者の把握のための関係部局・機関等との連絡・連携体制の強化について」(平成13年3月30日社援保発第27号 厚生労働省社会・援護局保護課長通知)にて通知しているとおり、生活困窮者に関する情報が、福祉事務所の窓口につながるよう、生活保護制度について周知を図るとともに、関係部局、機関等との連絡・連携体制について強化を図り、要保護者の把握、適正な保護の実施に努められるようお願いしてきたところです。

今夏、記録的な猛暑に見舞われた中、生活困窮者が公共料金等を滞納し電気・ガス等の供給が止められ、死亡に至るという大変痛ましい事案が発生しました。また、一部の自治体においては、関係部局・機関等との連絡・連携体制が十分に図れていない実態も見受けられます。

このような実態を踏まえ、生活困窮者に関する情報を福祉事務所が適切に収集する観点から、改めて管内における電気・ガス等の事業者等との連絡・連携体制の実態を把握した上で、「福祉事務所との連携等に係る協議について」(平成14年4月23日資源エネルギー庁関係課長通知)に基づき、例えば、電気等の供給停止に際して、生活困窮者からの求めに応じ福祉事務所の連絡先を紹介する等の取組を事業者等と連携して実施するとともに、事業者等が生活困窮者と把握できた場合に供給停止に関し柔軟な対応がとれるよう、事業者等と認識を共有する等、必要な措置を講じていただくようお願いいたします。

(注) 下線は当省が付した。

表1-(2)-㉒ 要保護者の把握のための関係部局・機関等との連絡・連携体制の強化の徹底について(平成23年7月8日付け社援保発0708第1号厚生労働省社会・援護局保護課長通知)(抜粋)

1. 要保護者に関する情報を福祉事務所が適切に収集する観点から、管内における電気・ガス等の事業者等との連絡・連携体制の実態を改めて把握すること。また、「福祉事務所との連携等に係る協議について」(平成14年4月23日資源エネルギー庁関係課長通知)に基づき、例えば、電気等の供給停止に際して、生活困窮者からの求めに応じ福祉事務所の連絡先を紹介する等の取組を事業者等と連携して実施するとともに、事業者等が生活困窮者を把握した場合に柔軟な対応がとれるよう、あらかじめ事業者等と認識を共有するなど、必要な体制を整備すること。

2. 「要保護者の把握のための関係部局・機関等との連携・連絡状況について(調査依頼)」(「平成23年1月7日付厚生労働省社会・援護局保護課保護係長事務連絡)によって調査した結果が別添2のとおりであり、福祉事務所と関係機関との情報交換等連携が必ずしも十分とは言えないことから、同調査結果を踏まえ、関係機関との連携を十分に図ること。

表 1-(2)-㉓ 社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）（抜粋）

（市町村地域福祉計画）

第 107 条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民、社会福祉を目的とする事業を営業者その他社会福祉に関する活動を行う者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。

- 一 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 二 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 三 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

（都道府県地域福祉支援計画）

第 108 条 都道府県は、市町村地域福祉計画の達成に資するために、各市町村を通ずる広域的な見地から、市町村の地域福祉の支援に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「都道府県地域福祉支援計画」という。）を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、公聴会の開催等住民その他の者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。

- 一 市町村の地域福祉の推進を支援するための基本の方針に関する事項
- 二 社会福祉を目的とする事業に従事する者の確保又は資質の向上に関する事項
- 三 福祉サービスの適切な利用の推進及び社会福祉を目的とする事業の健全な発達のための基盤整備に関する事項

表1-(2)-㉔ 市町村地域福祉計画及び都道府県地域福祉支援計画の策定及び見直し等について（平成22年8月13日付け社援地発0813第1号厚生労働省社会・援護局地域福祉課長通達）（抜粋）

（略）

市町村地域福祉計画及び都道府県地域福祉支援計画は、住民参加の地域福祉体制を構築し、高齢者等の孤立の防止にも対応可能な、地域住民が安心できる生活を継続するための地域づくりに資するものと考えている。

貴職におかれては、この趣旨を踏まえ、次のとおり、改めて市町村地域福祉計画の策定及び実施について管内市町村への支援・働きかけの強化をお願いするとともに、都道府県地域福祉支援計画の策定及び実施を適切に行っていただくようお願いする。

なお、この通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的助言に当たるものである。

1. 市町村地域福祉計画の策定等について

（1）市町村地域福祉計画を未策定の市町村について

市町村地域福祉計画については、平成22年3月31日現在で、約51%の市町村が策定を終えていない状況にあることから、改めて市町村地域福祉計画の策定を終えていない市町村に対する支援・働きかけの強化をお願いする。

（2）市町村地域福祉計画を策定済みの市町村について

既に市町村地域福祉計画を策定済みの市町村については、当該計画の内容について、高齢者等の孤立の防止や所在不明問題を踏まえた対応に当たり有効な計画内容となっているか等について点検し、必要に応じて計画の見直しを行う等の対策を講じるよう支援・働きかけをお願いする。

（注） 下線は当省が付した。

表1-(2)-㉔ 要援護者に係る情報の把握・共有及び安否確認等の円滑な実施について（平成19年8月10日付け雇児総発第0810003号・雇児育発第0810001号・社援総発第0810001号・社援地発第0810001号・障企発第0810002号・老総発第0810001号関係課長通知）（抜粋）

6. 市町村地域福祉計画における要援護者支援方策の明記について

市町村地域福祉計画は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第107条及び「市町村地域福祉計画及び都道府県地域福祉支援計画の策定について」（平成14年4月1日社援発第0401004号社会・援護局長通知）（以下「策定指針」という。）により実施されているところであるが、今後、当該計画において、地域における要援護者に係る情報の把握・共有及び安否確認方法等についても盛り込むこと。なお、盛り込むべき具体的事項については、成案を得次第追って通知する。

地域福祉計画へ盛り込むべき内容（例）

- ① 要援護者の把握について
- ② 把握した要援護者情報の共有方法
- ③ 要援護者支援に関する事項（具体的な安否確認方法、連絡体制等）

（注） 下線は当省が付した。

表1-(2)-㉔ 市町村地域福祉計画の策定について（平成19年8月10日付け社援発第0810001号厚生労働省社会・援護局長通知）（抜粋）

市町村地域福祉計画の策定については、社会福祉法（昭和26年法律第45号）及び「市町村地域福祉計画及び都道府県地域福祉支援計画の策定について」（平成14年4月1日社援発第0401004号本職通知）により実施されているところである。

先般、通知した「要援護者に係る情報の把握・共有及び安否確認等の円滑な実施について」（平成19年8月10日雇児総発第0810003号、雇児育発第0810001号、社援総発第0810001号、社援地発第0810001号、障企発第0810002号、老総発第0810001号課長連名通知）（以下「要援護者支援に係る実施通知」という。）において、地域における要援護者に係る情報の把握・共有及び安否確認方法等を市町村地域福祉計画に盛り込むこととしたところであるが、今般、その盛り込むべき具体的な事項を別添「要援護者の支援方策について市町村地域福祉計画に盛り込む事項」（以下「要援護者支援方策」という。）のとおり定めたので通知する。

日頃から要援護者の情報を適切に把握し、民生委員児童委員等の関係機関等との間で共有を図ることが、要援護者が安心して地域での生活を送ることができることにつながるものであることから、全ての市町村においては、この要援護者支援方策を踏まえた市町村地域福祉計画の策定が求められている。

なお、こうした取り組みが災害時などの緊急事態の際の迅速かつ的確な要援護者支援にも資するものである。

貴職におかれては、この趣旨を踏まえ、市町村地域福祉計画の見直しについて、管内市町村への周知及び支援方ご配慮願うとともに、市町村地域福祉計画が未策定な市町村に対しては、早急に計画策定が行われるよう支援願いたい。

なお、この通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的助言に当たるものである。

（別添）

要援護者の支援方策について市町村地域福祉計画に盛り込む事項

#### 1. 要援護者の把握に関する事項

##### 要援護者の把握方法

市町村の福祉関係部局において、適切かつ漏れのない要援護者情報を日頃から把握しておくための方法や、把握した情報の集約と適切な管理の方法について具体的に明記する。

（要援護者情報の把握方法の例）

- ・ 要介護者の情報に関しては、要介護認定情報等により把握する。
- ・ 障害者の情報に関しては、障害程度区分情報等により把握する。
- ・ 妊産婦及び乳幼児の情報に関しては、母子健康手帳の発行状況や住民基本台帳担当部局と連携し住民基本台帳を活用する等により把握する。
- ・ ひとり暮らし高齢者世帯などの高齢者の情報に関しては、住民基本台帳担当部局と連携し住民基本台帳を活用する等により把握する。



- ・ 行政のみでは把握することが困難な情報（例えば、日中のひとり暮らし高齢者、病弱者を抱えている高齢者世帯等の情報等）については、民生委員児童委員等に協力を依頼することにより把握する。
- ・ その他、各地域において独自に設置されている福祉委員や町内会等近隣住民による日常的な見守り活動等を通して把握されている高齢者夫婦世帯、ひとり暮らし高齢者、障害者、子育て家庭など安否確認等が必要な者のリストやマップが整備されている例もあることから、これら近隣住民等活動者等と連携して把握する。

## 2. 要援護者情報の共有に関する事項

### (1) 関係機関間の情報共有方法

1の方法により把握された要援護者情報の共有については、「要援護者支援に係る実施通知」において、要援護者情報を民生委員児童委員等の関係機関と共有する方式として、以下が示されているので、これらを参考に、その共有方式を明記するとともに、当該方式に基づく具体的な関係機関間の情報共有方法について明記する。

- (1) 要援護者登録制度の創設について広報・周知した後、自ら要援護者名簿等への登録を希望した者の情報を収集する方式（手上げ方式）
- (2) 福祉関係部局等が、要援護者に直接働きかけ、必要な情報を収集する方式（同意方式）
- (3) 要援護者本人から同意を得ない場合であっても、地方公共団体の個人情報保護条例において、保有個人情報の目的外利用・第三者提供を可能とする規定を整備することにより、個人情報を他の関係機関との間で共有する方式（関係機関共有方式）。

### (2) 情報の更新

定期的に要援護者名簿の見直しを行うなど要援護者情報更新のための具体的方法を明記する。

## 3. 要援護者の支援に関する事項

### (1) 日常的な見守り活動や助け合い活動の推進方策

自治会・町内会の福祉委員や民生委員児童委員による訪問活動、社会福祉協議会等によるいきいきサロン活動や要援護者マップづくり等、要援護者に対する近隣住民等による日常的な見守り活動や助け合い関係づくりを推進する方策について、具体的に明記する。

(例)

- ・ 区域内を小中学校区等の地区に分け、地区担当の活動推進職員を配置する。
- ・ 近隣住民等の活動者が活動する拠点として活用できる場所（空家、空き保育園）等の確保や環境整備を支援する。
- ・ 地域包括支援センター等の専門機関と民生委員児童委員、近隣住民等活動者の連絡会議を開催し日常的な協力関係をつくる。
- ・ 住民や関係機関が先進地の取り組みから学ぶ研修会を開催する。

### (2) 緊急対応に備えた役割分担と連絡体制づくり

要援護者の安否確認情報を集約する市町村の連絡担当者を明確にする等、民生委員児童委員、近隣住民等活動者や事業者等が要援護者の異変を発見した場合や、災害時など緊急対応が発生した場合の

安否確認情報が各市町村の担当部局に円滑に報告されるための役割分担と連絡体制について具体的に明記する。

併せて、病気その他により民生委員児童委員、近隣住民等活動者が一時的に活動できない場合や連絡が取れない場合に、代替者が安否確認を行う体制についても具体的に明記する。

(注) 下線は当省が付した。

表1-(2)-㉔ 高齢社会対策大綱（平成24年9月7日閣議決定）（抜粋）

## 第2 分野別の基本的施策

1 (略)

2 健康・介護・医療等分野に係る基本的施策

(1)～(4) (略)

(5) 住民等を中心とした地域の支え合いの仕組み作りの促進

### イ 地域福祉計画の策定の支援

地域住民が主体となって、住民相互の支え合いの仕組み作りを促進できるよう、福祉サービスの適切な利用の推進や福祉事業の健全な発達、地域福祉活動への住民参加の促進、要援護者に係る情報の把握・共有・安否確認等の方法等を盛り込んだ地方公共団体による地域福祉計画の策定を推進していく。このため、先進的で優れた事例を収集して地方公共団体に情報提供を強化するとともに、当該計画を未策定の市町村に対しては、都道府県と連携しながら策定をより一層促していく。

(注) 下線は当省が付した。